

松阪多気地区交通安全対策会議交通安全シンボルマーク設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、交通安全シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の設置及びその運用を定め、もってシンボルマークが地域住民の一人ひとりに愛され、交通安全意識の浸透を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 松阪多気地区交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）にシンボルマークを設置する。

(名称)

第3条 シンボルマークの名称は、「とまとーず」とし、次のとおり表記するものとする。

(表記) **とまとーず**

(図柄)

第4条 シンボルマークの意匠は、次の図柄とする。

(シンボルマークの意匠)



(名称及び意匠の意味)

第5条 シンボルマークの名称及び意匠が表す意味は、次のとおりとする。

(名称及び意匠の意味)

とまる (道路を渡るときは、必ず止まりましょう。)

まつ (信号が青になるまで待ちましょう。)

とびださない (飛び出さない!!)

TOMATOES(-す) (みんなで守ろう “**とまと**”)

(運用)

第6条 シンボルマークの運用は、次の各号において、効果的な活用を図るものとする。

- (1) 松阪多気地区における交通安全に関する活動全般
- (2) 対策会議交通安全教育指導員の名称
- (3) 対策会議会則第3条に定める委員及び第10条に定める参与の所属する機関が行う交通安全に関する活動全般

附 則

この要綱は、平成18年6月13日から施行する。